

名取駅東地区にぎわい再生社会実験

旧視聴覚センター跡地及び増田地区防災広場の実施要領



令和7年度版

名取市建設部都市開発課

1 社会実験の概要

名取駅東地区における、にぎわい創出の社会実験として、旧視聴覚センター跡地及び増田地区防災広場において、将来的に名取駅東地区で出店を検討している方や、イベント等でのにぎわいを創出していただける方を募集します。

(1) 背景・目的

令和5年3月に策定した「名取駅東地区にぎわい再生計画」に基づき、市有地や民有地の活用により地域特性を活かした「にぎわい再生拠点施設」の整備を検討しています。

この取り組みの一環として、旧視聴覚センター跡地及び増田地区防災広場で実施される出店やイベント等を支援することにより、民間主体の多様な利活用の促進や、名取駅東地区の魅力や回遊性の向上、まちに関わる人や将来的に名取駅東地区で事業を実施したい人を発掘するきっかけとなることを目的としています。

(2) 実施場所 旧視聴覚センター跡地、増田地区防災広場

(3) 実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※「にぎわい再生拠点施設」の整備の進捗状況により、今後、実施期間を短縮する場合があります

(4) 担当部署

名取市建設部都市開発課市街地まちづくり係

(5) 社会実験の内容

旧視聴覚センター跡地及び増田地区防災広場の土地の使用料を無償化します。

2 社会実験の申込条件等

以下の条件で申込者（本社会実験に則り使用する者）を募集します。

（１） 使用可能時間

7 時～ 2 1 時

（準備・片付け時間を含む）

（２） 使用形態

以下の使用を想定しておりますが、詳細は事前にご相談ください。

ア 屋台

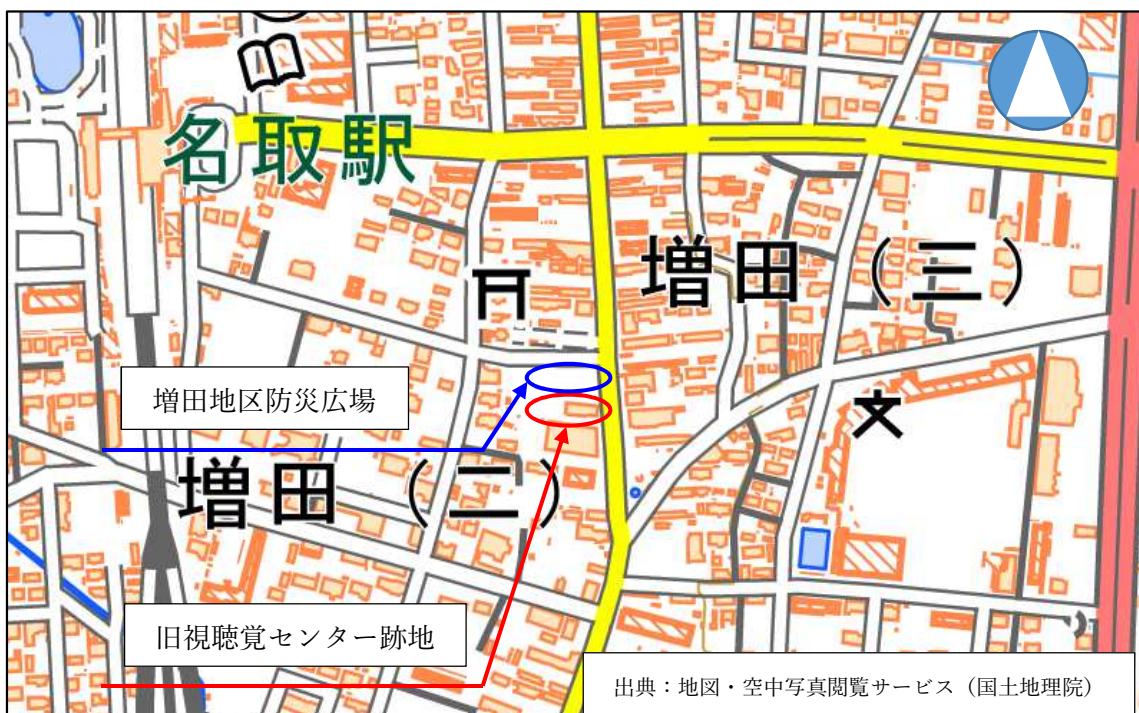
イ キッチンカー

ウ テント

エ イベントステージ

（３） 使用可能区画

ア 位置図



イ 使用可能面積



ウ 現地写真（旧視聴覚センター跡地）



エ 現地写真（増田地区防災広場）



(4) 申込条件は、名取駅東地区のにぎわい創出に資することを前提とし、以下のいずれかに該当する団体、個人とします

- ア 名取駅東地区で出店を検討している方
- イ イベントや食品販売、物品販売等のにぎわいの創出をしていただける方
- ウ その他サービスで市長が認めるもの

(5) 使用内容

- ア 菓子・パン・コーヒー等の食品販売
- イ 果物・野菜・卵等の食品販売
- ウ 衣服・小物類・雑貨類等の物品販売
- エ 花き類・観葉植物の販売
- オ 各種イベントの実施
- カ その他サービスで市長の認めるもの

(6) 使用料

本要領により土地を使用する場合は、無償とする。

(7) 使用条件

- ア 使用期間は、原則1週間としますが、最大で1週間延長ができるものとします
- イ 同日時に他イベント等と開催が重なる場合があります。その際は、担当部署において、使用場所を調整する場合があります。
- ウ 使用にあたっては、開催するイベント等について、事前に周辺住民への周知を行ってください。
- エ 内容や価格が公共施設での行為としてふさわしいものとしてください。
- オ 名取市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないことが条件となります。
- カ 火気を使用する場合は、名取市消防本部へ届出をしてください。
- キ 販売行為等に起因して生じる事故や損害、苦情については、当事者の責任となります。
- ク 使用場所を汚損等した場合には、すみやかに市長へ報告し、申込者の責任として清掃等原状回復をさせてください。
- ケ 担当責任者は常駐し、常に連絡を取れるようにしてください。
- コ 来客者等の不注意による負傷等は、申込者の責任とします。
- サ 準備・後片付けに関しては、通勤・通学等の通行者に配慮し作業をお願いします。
- シ 会場内や会場周辺の混雑が予想される場合は、誘導員を配置する等適切な対応をしてください。

- ス 音響設備や拡声器等を使用する場合は、事前に音量等を把握し周辺環境に配慮してください。また、音響設備等の使用に関して、事前に周辺住民への周知を行ってください。
- セ 火気器具等（電磁調理器を含む。）を使用する場合は、消火器等の消防器具をご準備ください。
- ソ 上水道、下水道、ガス、電気が必要な場合は、申込者が準備してください。
- タ 食品類を取扱う場合は、申込者の責任の下、必要な手続きをしてください
- チ 申込者及び来客者向けの駐車場はありません。近隣のパーキング等をご利用ください。
- ツ 使用にかかる事前の告知や当日の様子をインスタグラム等の SNS で発信するよう努めるようお願いします。
- テ 売上や客数等の実施報告を行ってください。
- ト 市や名取まちづくり(株)が、来場者向けアンケートを実施する場合は、そのアンケートの配布及び回収に協力し、提出をお願いします。
- ナ 市による巡回（申込品目・消火器設置等の確認）には協力してください。
- ニ 旧視聴覚センター跡地南側 2.5 m 及び防災倉庫正面 2.5 m は、防災倉庫への乗入れの支障となるものは置かないでください。

（８） 禁止行為

- ア 使用にあたって、第三者への権利の譲渡又は転貸等は禁止とします。
- イ 敷地内は全面禁煙です。
- ウ 施設・器具・樹木等を大切に取り扱い、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに市長に連絡するとともに申込者の責任において適切に対処してください。
- エ 使用に際し発生したごみ等は、申込者の責任において適正に処理をお願いします。飲み残しや食べ残しを水飲み場、地面及び植栽等に廃棄することは絶対にしないでください。また処理に関する費用は申込者負担とします。

（９） その他の要件

- ア 申込者の都合により使用をキャンセルする場合は、事前に担当部署へ連絡してください。
- イ 当日、悪天候等のやむを得ない理由により使用を中止する場合は、SNS 等で周知するほか、担当部署へ連絡してください。
- ウ 本要領が遵守されていないことが確認された場合、申請許可を取り消す場合があります。

3 申込フロー

(1) 担当部署への事前相談（窓口又は電話及び E-mail ※問い合わせ先は以下を参照）

担当部署 名取市建設部都市開発課市街地まちづくり係

TEL：022-724-7121（直通・平日 8：30～17：15）

E-mail：kaihatsu@city.natori.miyagi.jp

ア 申込内容を確認します。

イ 旧視聴覚センター跡地及び増田地区防災広場の空き状況を確認します。

(2) 申込手続き

ア 申込書等の作成

（ア） 社会実験にかかる公有財産の使用申込書兼使用料減免申請書

（イ） 実施計画書（平面図、求積図、実施内容が分かる資料等）

※旧視聴覚センター跡地、増田地区防災広場の平面図は「【提出様式】申込書・実施計画書・実施報告書.xlsx」にありますので適宜ご活用願います

イ 担当部署へ提出

上記の申込書（申請書）、実施計画書の様式は、ホームページに掲載しております。様式に必要事項を記載の上、窓口又は E-mail のいずれかにより、担当部署に提出してください。

(3) 許可書の交付

ア 許可書を交付しますので、担当部署まで受取りに来てください。

イ イベントを開催する場合の参加者募集や開催告知は、許可後に行ってください。

(4) 当日

ア 当日は必ず許可書を携帯してください。

イ 本要領の記載事項及び許可書の許可条件を順守してください。

(5) 後片付け

ア ごみの回収や清掃等、原状回復をしてください。

(6) 実施報告(※実施後、1週間を目安に報告・提出)

- ア 実施後、ホームページに掲載している様式により実施報告や実施状況写真の提出をお願いします。
- イ 市や名取まちづくり(株)からアンケート協力を依頼された場合は、回収したアンケートの提出をお願いします。
- ウ 提出していただいた写真や実施報告の内容は、市ホームページ等に掲載する場合がございますので、予めご了承ください。